

令和3年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年7月27日（火）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年7月27日

## 東京都教育委員会第12回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第53号議案から第70議案まで

令和4年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第71号議案から第76号議案まで

令和4年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

#### 2 報 告 事 項

（1）教職員を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	松 川 桂 子
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
指導部長	藤 井 大 輔
教育政策担当部長	稲 葉 薫
（書 記） 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 それでは、大変お待たせいたしました。おはようございます。ただ今から、令和3年第12回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社からの取材と、8名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してよろしゅうございませうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、許可いたします。入室してください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度御注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意を願います。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただくとともに、傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員をお願いを申し上げます。

## 前々回の議事録

【教育長】 6月24日の令和3年第10回定例会議事録につきましては、先日配布い

たしまして御覧をいただいたと存じますので、よろしければ御承認頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、6月24日の令和3年第10回定例会議事録につきましては御承認を頂きました。

机上に7月8日の令和3年第11回定例会議事録及び7月8日の臨時会議事録が配布をされております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

## 議 案

第53号議案から第70号議案まで

令和4年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第71号議案から第76号議案まで

令和4年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

【教育長】 それでは議事の方に入ります。第53号議案から第70号議案まで「令和4年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について」と、第71号議案から第76号議案まで「令和4年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について」の各議案の概要説明を、一括して指導部長からお願いを申し上げます。

【指導部長】 これまでの定例会で御報告してまいりました、東京都教科用図書選定審議会の答申を踏まえまして、都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部において、令和4年度に使用する教科書の採択について御審議をよろしく願いいたします。

まず第53号議案から第59号議案までの、都立小学校で使用する教科書について、第53号から第59号議案資料の1ページを御覧ください。

議案は合計7件でございます。令和4年度に開校する、都立立川国際中等教育学校附属小学校で使用する教科書について採択いただくものでございます。

次に第60号議案から第70号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書についての、第60号から第70号議案資料の1ページを御覧ください。議案は合計11件となります。

第60号議案は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する、社会（歴史的分野）以外の教科書についての採択でございます。

また、第61号議案から第70号議案までは、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する社会（歴史的分野）の教科書について、採択替えを行うか否かを決定していただくものでございます。

次に第71号議案から第76号議案までの、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書について、第71号から第76号議案資料の1ページを御覧ください。議案は合計6件でございます。

第71号議案は、都立特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科書について、第72号議案は都立特別支援学校中学部のうち、聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）を除く文部科学省検定済教科書及び視覚障害特別支援学校で使用する文部科学省検定済教科書についての採択でございます。

第73号議案から第74号議案までは、都立特別支援学校中学部の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）の教科書について採択替えを行うか否かを決定していただくものでございます。

第75号議案は、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する、文部科学省著作教科書について。

第76号議案は、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書についての採択でございます。

採択に先立ちまして、採択方法について御確認いただければと存じますが、その前に今回の議案に直接関連する都教育委員会への請願について御報告をいたします。

昨日までに、都立学校の教科書採択に関する請願が1件提出されております。内容はお配りしている資料のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。よろしく願いいたします。

**【教育長】** ありがとうございます。各委員の皆様には、一定の時間の中で、効

率的に議事を進めていくことができるようにということで、これまでの教育委員会におきまして、教科書調査研究資料、それと教科書採択資料について御報告を申し上げてきたところでございます。また、各委員におかれましては、都立小学校1・2学年で使用する全ての教科・種目の小学校用教科書見本、新たに発行される中学校用の社会（歴史的分野）の教科書見本につきましても、あらかじめ御覧をいただき、これらの各種資料等を参考にいただきまして、小中高一貫教育及び学校の特色を踏まえ、採択する教科書についてそれぞれ十分御検討いただき、御意見を整理していただいているものと考えます。

なお、先ほど説明ございました請願につきましては、事務局において適切に対応していただくようお願いを申し上げます。

それでは議事を進めてまいりたいと思います。

まず議案の採決の方法について申し上げます。まず第53号議案から第59号議案までの令和4年度に開校する都立小学校用の教科書採択についてでございますが、各委員が採択すべきと考える教科書を、教科・種目ごと無記名で投票していただき、出席者の過半数による多数決で決定をいたしたいと存じます。なお、投票の結果、過半数の票を得た教科書がない場合には、上位2者に絞った上、再度投票していただき、過半数による多数決で決定をいたしたいと存じます。また、可否同数となった場合につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項に基づきまして、教育長が決定することとなります。

次に、中学校用の社会（歴史的分野）の教科書の採択についてでございますが、第61号議案から第70号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）については学校ごと、第73号議案から第74号議案までの都立特別支援学校中学部のうち、聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校については障害種ごとに、各委員が採択替えをするべきか否かを無記名で投票していただき、過半数による多数決で決定をいたしたいと存じます。可否同数となりました場合につきましては、先ほどの御説明のとおり、教育長が決定することとなります。

第53号議案から第59号議案まで、第61号議案から第70号議案まで、第73号議案から第74号議案までの採択方法について、御確認をいただけましたでしょうか。よろしゅ

うございましょうか。

その他、第60号議案、第71号議案、第72号議案、第75号議案、第76号議案の教科書につきましても、法令の規定により、4年間同一の教科書を使用することになっていることなどの状況を踏まえ、協議の上決定してまいりたいと存じます。

以上、長くなりましたけれども、採択方法について御確認をいただきました。確認の方はよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、採択に関する各委員の皆様方の御意見につきましては、投票の行動等に影響を与えることのないよう、全ての採択結果が出ましたあとにそれぞれお願いしたいと存じます。また、議事の円滑な進行のため、投票集計中に他の議案の審議を進めていきたいと考えますので、並行作業となりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これから議案に従いまして、順次審議を行ってまいります。

まず、第53号議案から第59号議案までの、都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行いたいと思います。指導部長から説明をお願いいたします。

**【指導部長】** それでは第53号議案から第59号議案資料の2ページを御覧ください。

こちらは都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書の採択についての議案でございます。令和4年4月に開校する、都立立川国際中等教育学校附属小学校は、中等教育学校と合わせて12年間の小中高一貫教育の実現を目指す学校であり、児童・生徒の一人一人の資質や能力を最大限伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを教育理念としてございます。特に小学校段階では、論理的に思考する力、身近な人々と協働することができる力、体験から課題を見いだす力などの育成を重点に教育課程を編成することとしており、この教育課程の特色など、学校の教育理念や方針等を踏まえ、審議会の答申に基づき調査研究を行い、定例会で御報告をしたところでございます。こういった小中高一貫教育及び学校の特色を踏まえ、学校に適した教科書の採択を行っていただきます。

文部科学省検定済教科書発行者一覧に記された発行者の中から、4ページの議案番号内訳に記載のあるとおり、教科・種目ごとに1者の教科書の採択を行っていただく

ことになります。なお、議案資料には発行者の略称を掲載しております。また、今後、発行者名につきましては略称で読み上げさせていただきますので、御了承ください。お配りしております参考資料、「発行者一覧」に、発行者の略称と正式名称を掲載してございますので御参照ください。

それでは御審議のほどよろしく願いいたします。

**【教育長】** それでは、先ほど確認をいたしましたとおり、都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、教科・種目ごとに無記名投票により採決したいと思います。第53号議案から第59号議案までの採択意見記入用紙の配付をお願いいたします。

記入用紙は1枚でございます。都立小学校につきましては、種目ごとに1者をお選びいただきまして、丸を付けていただければと思います。記入用紙は皆さんお手元におそろいですね。それでは、記入漏れやお間違えのないようお願いを申し上げます。

皆さん御記入の方はお済みでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは事務局は回収、それから集計の方をお願いいたします。

それでは、ただ今御記入をいただきました第53号議案から第59号議案までの都立小学校用教科書につきましては、現在集計作業に入っておりますので、次の議案の方にまいりまして、第60号議案、社会（歴史的分野）を除く都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書、第71号議案、都立特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科書、第72号議案、都立特別支援学校中学部のうち、聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）を除く文部科学省検定済教科書及び視覚障害特別支援学校で使用する文部科学省検定済教科書について、審議を行いたいと思います。引き続き指導部長から御説明をお願いいたします。

**【指導部長】** それでは第60号から第70号議案資料の2ページを御覧ください。

第60号議案について御説明いたします。都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書は、新学習指導要領の全面実施に伴い、令和2年度に新たに採択いたしました。義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められております。このため、このたびは昨年度採択していただいたもの

と同じ教科書を採択していただくこととなります。3ページ、4ページの別紙「令和4年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書一覧」に記載のありとおりでございます。

次に第71号から第76号議案資料、2ページを御覧ください。

第71号議案及び第72号議案について説明いたします。都立特別支援学校の小学部及び中学部用の文部科学省検定済教科書も、新学習指導要領全面実施に伴い、小学部は令和元年度、中学部は令和2年度に新たに採択いたしました。こちらも同じ規定により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められてございます。今回は昨年度採択していただいたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。都立特別支援学校小学部については、3ページの別紙「令和4年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のありとおりでございます。同様に、都立特別支援学校中学部については、4ページに議案、5ページに別紙「令和4年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」にある記載のありとおりでございます。

なお、中学校用教科書のうち、社会（歴史的分野）については、新たに教科書が発行されることから、採択替えを行うことができるとなっておりますので、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校中学部のうち、聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校においては、社会（歴史的分野）を除いて一括採択していただきます。ただし、都立特別支援学校中学部のうち、視覚障害特別支援学校につきましては、全盲の生徒と弱視の生徒が一緒に学習するため、文部科学省の検定済教科書を原典とする点字教科書が出版されている種目は、文部科学省が指定する点字教科書の原典となる教科書を採択していただく必要がございます。社会（歴史的分野）は、検定済教科書を原典とする点字教科書が出版されておりますので、採択替えは行わず、昨年度採択していただいたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。

それでは御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 　ただ今説明がございましたとおり、社会（歴史的分野）を除く都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書、都立特

別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科書、都立特別支援学校中学部のうち聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）を除く文部科学省検定済教科書及び視覚障害特別支援学校で使用する文部科学省検定済教科書については、令和3年度使用教科書として昨年度採択したものと同一の教科書を令和4年度も使用することになっておりますので、都立中学校等につきましては、先ほどの第60号から第70号議案資料の3ページから4ページに添付の採択一覧のとおり、また、都立特別支援学校小学部につきましては、第71号議案から第76号議案資料の3ページに添付の採択一覧のとおり、また、都立特別支援学校中学部につきましては、第71号から第76号議案資料の5ページに添付の採択一覧のとおり、一括して採択することを決定いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。—〈異議なし〉—  
—それでは異議なしということで、第60号議案、社会（歴史的分野）を除く都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書、第71号議案、都立特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科書、第72号議案、都立特別支援学校中学部のうち聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）を除く文部科学省検定済教科書及び視覚障害特別支援学校で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、令和3年度使用教科書として昨年度採択したものと同一の教科書を採択することを決定いたします。

引き続きまして、第61号議案から第70号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する社会（歴史的分野）の教科書、第73号議案から第74号議案までの都立特別支援学校中学部の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）の文部科学省検定済教科書について、審議を行いたいと思います。引き続き指導部長から御説明をお願いいたします。

**【指導部長】** 第60号から第70号議案資料の5ページを御覧ください。

まず第61号議案から第70号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する社会（歴史的分野）の教科書でございます。中学校用教科書については、令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、令和2年度と同一の教科書を採択することとなります。ただし、令和3年度において、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定通知に

係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能となっております。

採択替えを行うことができるのは、新たに教科書が発行されることになった社会（歴史的分野）の種目のみであり、6ページに記載の当該種目で発行される教科書全てが採択替えの対象となります。文部科学省の通知では、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきものとされております。こういった状況を踏まえ、7ページの議案番号内訳の記載のとおり、学校ごとに採択替えを行うか否かについて決定をしていただきます。

続きまして、第71号から第76号議案資料の6ページを御覧ください。

まず第73号議案から第74号議案までの、都立特別支援学校中学部の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）の教科書についても、採択替えを行うことができますので、8ページの議案番号内訳に記載したとおり、障害種ごとに採択替えを行うか否かについて決定をしていただきます。

なお、採択替えを行わないことを決定した場合については、令和3年度使用教科書と同一の教科書を採択することになり、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）においては10校いずれも山川、都立特別支援学校中学部の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校においてはいずれも東書となります。一方、採択替えを行うことを決定した場合は、次回の教育委員会でこの種目の教科書採択について御審議をいただく予定としております。

それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【教育長】** それでは、先ほど御確認をいただきましたとおり、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）並びに都立特別支援学校中学部の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する社会（歴史的分野）につきましては、採択替えを行うか否かについて、無記名投票により採決を行っていただきます。それでは第61号議案から第70号議案まで、第73号議案から第74号議案までの採択意見記入用紙の配付をお願いいたします。

記入用紙は1枚でございます。学校ごと、又は障害種ごとに採択替えを行うか行わ

ないかのいずれかを選んで丸を付けていただければと思います。それでは記入漏れやお間違えのないようお願いを申し上げます。

記入の方はお済みでございましょうか。よろしいですか。

それでは事務局は回収・集計をお願いいたします。

それでは、先ほどの都立小学校の投票結果について、集計作業が終了したようですので、その確認をさせていただきます。お願いします。

**【教育長】** それでは、第53号議案から第59号議案までの令和4年度使用都立小学校用の教科書の採択についての投票状況について、指導部長から説明をお願いいたします。

**【指導部長】** それでは、第53号議案から第59号議案までの都立小学校用教科書につきまして御説明いたします。

先ほど投票していただきました結果は、ただ今配布いたしました「令和4年度使用都立小学校用文部科学省検定済教科書投票結果」にまとめてございます。

先ほど投票していただいた結果を集計したところ、意見が分かれた議案が7件ございました。このうち過半数の票を得た教科書がなかった議案は4件でございます。この票の教科・種目欄の右にある採択結果欄に、「過半数に届かず再投票」と表示されております。そのうち上位2者を確定することができなかった議案は1件でございます。

報告は以上でございます。

**【教育長】** それでは、お手元の配布の資料に基づきまして、全種目について結果を確認してまいりたいと存じます。なお、最初の説明にもございましたけれども、発行者の確認は略称でさせていただきたいと思います。正式名称は参考資料「発行者一覧」のとおりでございます。

それでは確認をしてまいります。

第53号議案、国語です。過半数に届いた発行者がないため、上位2者による再投票といたします。

次に第54号議案、書写。過半数に届いた発行者がないため、上位2者による再投票

といたします。

続きまして第55号議案、算数。過半数に届いた発行者がないため、上位2者による再投票といたします。

続きまして第56号議案、生活。多数決により東書といたします。

続きまして第57号議案、音楽。多数決により教芸といたします。

続きまして第58号議案、図画工作。多数決により開隆堂といたします。

最後ですが、第59号議案、道徳。過半数に届いた発行者がなく、上位2者による再投票とするため、1位の光文ともう1者を選んでいただくこととなります。

投票結果については以上でございます。

以上のうち、多数決により意見が一致した教科・種目につきましては、この内容で決定いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。―〈異議なし〉―

ただ今御説明申し上げましたけれども、第53号議案、第54号議案、第55号議案、第59号議案につきましては、過半数の票を得た教科書がございませんでした。また、そのうち第59号議案の道徳につきましては、最多の票以外が全て同数となっているため、上位2者を確定することができません。従いまして、冒頭で採決方法を確認させていただいたとおり、上位2者が確定している教科書については再度投票をしていただきます。また、上位2者が確定していない教科書につきましては、最多の票を獲得した発行者を第1位とし、他の同数の票が入った発行者の中から、再投票対象となる第2位の発行者を選んでいただきました上で、上位2者に絞った上で再度投票を行い、過半数による多数決で決定をいたしたいと存じます。

それでは再投票用の採択意見記入用紙と、順位付けの記入用紙の配付をお願いいたします。

記入用紙は2枚ございます。再・採択意見記入用紙につきましては、再投票が不要な種目については線を引いてございます。再投票をする種目の枠に、上位2者の発行者略称が書いてございますので、1者を選んで枠内に丸を付けてください。また、順位付け用記入用紙につきましては、最初の投票で票が入った発行者のうち、上位1位以外で票が同数になっていたところが空欄になってございます。記入を要しない欄には斜め線を引いてあります。順位付けをする種目の枠に、1者を選んで枠内に丸を付

けてください。記入漏れやお間違えのないようお願いを申し上げます。

皆さん記入の方は大体お済みでしょうか。それでは事務局は回収の上、集計をお願いいたします。

それでは、現在集計をしておりますので、その他の採決について審議を進めていきたいと存じます。

それでは第75号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）の文部科学省著作教科書、及び第76号議案、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）の採択について、指導部長から御説明をお願いいたします。

**【指導部長】** 第71号から第76号議案資料の9ページを御覧ください。

第75号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省著作教科書の採択について御説明いたします。

文部科学省著作教科書とは、障害のある児童・生徒が学習内容をより理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作・編集した教科書のことです。文部科学省が作成した「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和4年度使用）」に搭載されている全ての教科書を一覧にし、別紙「令和4年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」として掲載しております。10ページから15ページまでが視覚障害者用点字版の文部科学省著作教科書の一覧、16ページ、こちらは聴覚障害者用文部科学省著作教科書の一覧、17ページは知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧でございます。

次に18ページを御覧ください。第76号議案、知的障害特別支援学校等において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）の採択につきましては、一般図書として発行される点字教科書、拡大教科書及び「令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載している一般図書全てを一覧にし、別紙「令和4年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第9条1項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」として掲載しております。視覚障害のある児童・生徒のために作成された点字版の一般図書を19ページに、拡大版の一般図書を20ページから24ページまでお示しいたしております。これらは文部科学省から通知等のあったものを参照しています。

最後に25ページを御覧ください。ここから49ページまでにかけて、知的障害特別支援学校並びに視覚障害・聴覚障害・肢体不自由及び病弱特別支援学校における知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。

なお、少し戻りますが、36ページには視覚障害のある児童・生徒等の教育を充実させるため使用できる図書が少ない社会について、都立特別支援学校から追加で要望のあった図書の調査研究を行い、審議会の答申を経て、一番下の欄に掲載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【教育長】** それでは、まず第75号議案、文部科学省著作教科書についてですが、審議会答申では10ページから17ページまでの別紙「令和4年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」を採択案とするとしております。こちらを一括で採択することを決定いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。―〈異議なし〉―

それでは、続きまして第76号議案、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）についてですが、審議会答申では19ページから49ページまでの別紙「令和4年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」を採択案とするとしており、これらを一括して採択することを決定いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。―〈異議なし〉―

それでは、それぞれ資料のとおり採択することを決定いたします。

それでは、ここで再投票対象を上位2者に絞るための順位付けの結果についての御説明を、指導部長からお願いを申し上げます。

**【指導部長】** 第59号議案の種目、道徳について、日文、光村で順位付けをしていただいた結果、日文は4票、光村が1票となりましたので、1回目の投票で最多の投票を獲得した光文と日文で再投票となります。

以上でございます。

**【教育長】** ただ今の説明のとおり、順位付けが必要な議案につきましては、第59号議案道徳につきまして、光文と日文が上位2者となりました。つきましては、この2者で再投票を行います。事務局は再投票のための採択意見記入用紙の配付をお願い

いたします。

記入用紙は1枚でございます。上位2者の発行者略称が書いてございますので、1者を選んで枠内に丸を付けてください。それでは記入漏れやお間違えのないようお願いを申し上げます。

記入はお済みでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局は回収・集計をお願いいたします。

それでは、先ほどの中学校社会（歴史的分野）につきまして、準備ができたようですので、投票結果の確認をさせていただきます。

第61号議案から第70号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する社会（歴史的分野）の文部科学省検定済教科書、及び第73号議案から第74号議案までの都立特別支援学校の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校中学部で使用する社会（歴史的分野）の文部科学省検定済教科書の投票結果について、指導部長から説明をお願いいたします。

**【指導部長】** それでは第61号議案から第70号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する社会（歴史的分野）の文部科学省検定済教科書、及び第73号議案から第74号議案までの都立特別支援学校の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校中学部で使用する社会（歴史的分野）の文部科学省検定済教科書につきまして御説明いたします。

先ほど投票していただいた結果は、ただ今配布いたしました、「令和4年度使用都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書（社会（歴史的分野））投票結果一覧」にまとめてございます。先ほど投票していただいた結果を集計したところ、議案12件のいずれも、全員一致により採択替えは行わないとなりました。

以上でございます。

**【教育長】** それでは、第61号議案から第70号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する社会（歴史的分野）の文部科学省検定済教科書、第73号議案から第74号議案までの都立特別支援学校の聴覚障害及び肢体不自由・病弱特別支援学校中学部で使用する社会（歴史的分野）の文部科学省検定済教科書につい

て、全員一致により採択替えは行わず、令和3年度使用教科書として昨年度採択したものと同一の教科書を採択するというので決定をいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。―〈異議なし〉―

それでは異議なしということでございます。

以上で都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）並びに都立特別支援学校中学部の社会（歴史的分野）についての確認は終了いたしました。

それでは、先ほどの都立小学校の再投票結果につきまして準備ができたようですので、再投票結果の確認をさせていただきます。

それでは、第53号議案から第59号議案までの、令和4年度使用都立小学校用教科書の採択についての再投票の結果につきまして、指導部長から御説明をお願いいたします。

**【指導部長】** それでは、第53号議案から第59号議案までの都立小学校用教科書の再投票結果について御説明いたします。

先ほど投票いただいた結果は、先に決定した都立小学校の議案と併せまして、ただ今配布しました「令和4年度使用都立小学校用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてございます。再投票の議案につきましては、右端の枠に丸を付けてございます。再投票を集計したところ、意見は分かれてはいましたが、いずれの議案も過半数の票を得てございます。

以上でございます。

**【教育長】** それでは、再投票した議案について結果を確認してまいります。

第53号議案、国語。多数決により教出といたします。

第54号議案、書写。多数決により東書といたします。

続きまして第55号議案、算数。多数決により啓林館といたします。

最後に第59号議案、道徳。多数決により光文といたします。

以上、再投票となりました4議案につきまして、これで決定いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。―〈異議なし〉―

それでは、以上で都立小学校で使用する教科書の投票結果について確認が終了いたしました。

全体を通しまして御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 送っていただいた教科書を隅々まで拝見させていただきました。

三つ申し上げたいことがあります。

道徳の教科書ですけれども、どの教科書にも1年生で『かぼちやのつる』という題材が使われています。ざっと説明をしますと、かぼちやがつるを伸ばしまして、大変旺盛につるを伸ばすので、ほかの人が迷惑だと言うという、様々な動物などが、こんなに伸ばしたらみんなの迷惑になるから伸ばさないようにと言うのに、かぼちやは何も聞かずにつるを伸ばした結果、最後に道路でトラックか何かにつるを切られてしまうというお話なのですが、これは聞くところによりますと、1960年代に文部科学省の方で道徳の題材として考案されたというものだそうですが、かぼちやにとってつるを伸ばすのはわがままでしょうかと思ったときに、かぼちやにとってつるを伸ばし、光合成をして、たくさんの種を実らせることが正に本分であると考えますと、発達障害のお子さん、児童の背景が多様化している中、東京都が目指す包摂的、そして一人も残さない教育ということを考えますと、この60年代のわがままという感覚と、現代のわがままという感覚は異なるのではないかと思います、60年代からこのかぼちやの行動がわがままであると定義付けたまま、それをアップデートしないまま、全ての教科書が安易に題材として使っていることはいかがなものかと思ひ、意見を申し述べたいと思ひました。

2番目です。図画工作ですけれども、最近の図画工作の題材は、デッサンなどをあまり使わず、インスタレーションのように、抽象的な、春の気持ちとか、未来の社会とか、そういう抽象的な題材で、インスタレーションをするということが盛んに行われています。創造性を育んだり、学級の中ではあまり上手下手がはっきりしないということで、楽しんで図画工作ができるのでよいのではないかと思います、採用が増えていきます。ただし、教科横断的な観点から考えますと、3年生の理科では、実験などや観察を行い、それをきちんと見たとおりに書くということが必要になる学習スキルです。3年生でそのような学習スキルが理科で求められるのであれば、教科横断の考え方を考えますと、2年生までに見たとおりのものを見たとおりに描ける、それは

うまい下手は関係なく、それができるという学習スキルが培われている必要があると  
考え、インスタレーションばかりではなく、見たものを見たとおりに描くスキルをい  
かに2年生までに培うかという学びが必要だと考えました。

3番目は、曖昧性の回避です。教科書でいろいろと研究をしておりますと、教科書  
には様々な意味で、曖昧性が含まれていることが分かります。例えば、一つの向かい  
合う辺が平行である四辺形を台形と言うという文章があったとき、平行四辺形は台形  
ですか、正方形は台形ですかと聞くと、台形ではないという子が小学校では半数以上  
になります。ですが、これは一つの向かい合う辺が平行であれば、もう既に台形なの  
で、平行四辺形や長方形も実は台形であるという認識を持たなければいけません。こ  
の書き方は伝統的に行われてきたのですが、曖昧性が高いです。このような曖昧性の  
高さが教科書の様々なところに見られますので、教科書会社においては、本当にクラ  
スの3分の2以上の子が正しく教科書が読めているかというのを、様々な形で研究を  
して、曖昧性を回避していく教科書を作るように努力を一層していただきたいと考  
えました。

以上です。

【教育長】       ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】       今の新井委員の御意見にすごく共感し、賛同するところが多か  
ったのですが、例えば僕が少し気になったことというのは、根拠をどのように明らかに  
して提示するかということで、生活科はまだそこまで科学的な知識というものも深くは  
提示はしていないのですが、やはり曖昧な表現が非常に多いです。ただ、これはその  
先の流れを考えたときに、先ほどお話が出た理科もそうですが、例えば社会でも、歴  
史的事実をどう捉えるとか、地理に関する事実をどう捉えるかということ考えた  
ときに、非常にそこは曖昧なままで、何となく雰囲気、楽しい雰囲気とか、明るい  
雰囲気とか、そういうものだけを提示してしまっていて、根拠がどこにあるのかとい  
うことはあまり示そうとしないというのが非常に気になります。

特に、これはもう少し学年が上がってからの話になりますが、歴史教育では、最近  
社会科では歴史総合や地理総合、新しい社会科の在り方が問われていますけれども、

その中で、例えば歴史はDoing Historyと、歴史をするなんて訳されるのですが、歴史科のように歴史的な様々な資料を見て、それをきちんと自分たちで分析をした上で、何が起こったのかを考えましょうということを歴史科の中でやっていこうという議論も非常に出てきている中で、そのときに子供たちは、やはり根拠がここにあるから、それを自分たちなりに解釈をして、歴史はこうだったということを生かしていく。これはこれから先の学年に上がっていくことなのですが、それは小学校の最初の段階から大切にすべきだと思いますので、そういった意味でも、先ほど新井委員の御指摘があった曖昧さは、やはり僕自身も課題が残っているなと感じました。

他方、最近教科書会社が非常に頑張って、これは中身とは関わらないことなのですが、教科書が非常に重くて大変だという問題については、一部まだ、これは少し大きすぎるとか、重いかもしれないと思うものもありましたが、何とか少しでも薄くしたりとか、そういう努力が感じられまして。特に今回小学校の教科書採択ということで、しかも都立の小学校の場合ですと、近所に必ずしもなく、電車通学をする子が困りますので、できるだけ軽く、持ち運びに便利なものを選んであげられないかなと考えながら見たりしました。

以上です。

**【教育長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

教科書もそれぞれ努力もありましょうし、一長一短もありますので、現場の先生方が指導する際に、いろいろな工夫をしたりということはあると思いますけれども、いずれにしても、いろいろなものがやはりアップデートされていきますし、特にこれから電子教科書だとか、あるいはICT活用になったときに、より根拠が明確なものとか、いろいろなものがすごく出てくるでしょう。そういう意味では歴史と地理も不可分のものでもないかもしれませんし、いろいろなことがあるので、引き続きまたいろいろ検討し、そういう知見も我々も蓄えてきていきたいと思います。

指導部長、どうぞ。

**【指導部長】** ありがとうございます。本日頂いた意見は、今回の都立立川国際中等教育学校附属小学校1校のことですので、指導上の課題として、学校現場にもき

ちゃんと伝えてまいりたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

**【教育長】** ありがとうございました。そのほかよろしゅうございましょうか。

それではほかに御意見ございませぬようでしたら、令和4年度に都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程並びに都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科書採択につきましては、以上のとおり決定をいたしたいと存じます。

なお、採択の理由につきましては、事務局におきまして整理をいたした上で、各委員に御確認をいただいた上で取りまとめ、速やかに公表するというにいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、第53号議案から第76号議案までの教科書採択につきましては、以上でございます。どうもありがとうございました。

## 報 告

### (1) 教職員を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種について

**【教育長】** それでは報告事項に移ります。次に報告事項(1)「教職員を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種について」の説明を、教育政策担当部長からお願いをいたします。

**【教育政策担当部長】** 東京都が設置いたします、大規模接種会場における教育関係者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの優先接種について御報告を申し上げます。

画面に報告資料(1)を映してございますので、御覧ください。

まず「1 ワクチン接種の対象者」についてです。ワクチン接種は、本人の意思に基づく任意接種となりますが、公立学校の園児・児童・生徒と接する機会のある者で、本人の居住地でかかりつけ医等による接種を受けていない、初めてワクチン接種を受ける者を対象として、優先接種の機会を提供することといたしました。ここで言う教職員には、正規任用の職員だけでなく、会計年度任用職員や時間講師、巡回指導員、

また委託事業者等を含むものとなっております。

本接種については、早期の接種開始に向けて、教育庁の方で区市町村立を含む全公立学校を対象に、接種希望者を把握した上で名簿を作成し、管理することとし、希望者の方は区市町村が発行する接種券がまだ届いていない段階でも接種が可能ということになってございます。

次に「2 接種状況」についてです。基本的に2学期開始前までの夏休み期間中に、2回目のワクチン接種まで終わることができるように計画的に進めてございます。接種会場別の状況でございますが、(1)都庁南展望室ワクチンセンターでは、6月25日から、まずアにございます特別支援学校の教職員から優先接種を開始いたしました。1日当たり約500名の接種を行い、希望者に対する1回目の接種は全て完了し、現在2回目の接種が始まっているところでございます。また、同じ会場におきまして、イの区部の都立学校を対象に7月6日から、またウの区部の一部、新宿及び世田谷区でございまして、区立学校は7月12日から接種を開始してございます。

(2)接種会場の拡大についてです。7月下旬から、多摩地域を含みます新たな大規模接種会場が順次開設されることとなりまして、立川地域防災センターワクチン接種会場が7月24日、多摩総合医療センターワクチン接種会場、立川北ワクチン接種センター及び教職員互助会三楽病院ワクチン接種会場が7月26日に開設され、また行幸地下ワクチン接種センターは明日7月28日から、調布市グリーンホールワクチン接種会場は8月3日から開設される予定となっております。今後更に接種が加速されることとなります。なお7月26日からは、大規模接種会場の予約システムも運用が開始されましたので、当初の枠組みで接種の機会を逸してしまった方がいた場合でも、御自身で予約することでワクチン接種をすることが可能となっております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただ今の御説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願い申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 こうした形でワクチンを接種できる機会が教職員の中で増えていくというのはとても大事なことだと思いますので、この努力は続けていただきたいと思

います。これは世の中の皆さんが理解していることなので、あえて言う必要もないことではあります。ワクチンに関してはいろいろな考えの方や、もちろん体質、御本人が持っている既往症、またいろいろな考え方等がありますので、管理をする中で押し付けにならないように、これはあくまで、ここにも書いてあるように本人の自由意志なんだということを周知徹底して、管理職にもそのことは是非配慮することは徹底していただきたいなと思います。ただ、より多くの先生方がワクチンを接種できる機会を得るということはとても大事なことだと思いますので、是非この努力は続けていただきたいなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 接種が進んでいることをありがたく思います。予防接種というのは、やはり自分を守るとともに、周囲の人たちも守るという観点もありますから、是非それをよく考えて接種を受けていただきたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 もちろん、この数値管理によって、押し付けになってはいけないのですが、2学期開始前までにワクチン接種を完了させる予定ということも目標としてありますので、例えば2学期開始前までにどのくらいのこういう教職員の方がワクチン接種2回目を終えられたかという数値は出ますか。

【教育政策担当部長】 私どものところの会場で接種を希望していただいている方については、何人御希望されたという数値は出るのですが、ただ当然のことながら、地域で接種を既に行っていると、今後する予定でこちらの会場にお申し込みのない希望者の方もいらっしゃいますので、そういう意味ではそこまでは把握できない形になっています。

【新井委員】 そういうところがDXができたらいいなと感じるところですけども、やはり学校であるとか、教育委員会としては、由来がどこであれ、教職員の何割が受けているということは、本来は把握すべきことで、その把握するときに、指導主事とかが個人情報を扱うような形ではなくて、自然にそのデータが集まって

いて、何割の先生が受けてらっしゃる、この地区はまだ少ないなどを把握できるのが本来の在り方だとは思いますが。これは意見です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

引き続き、我々としては学校における安全対策を徹底してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、ほかに意見等ございませんようでしたら、本件につきまして御報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

8月26日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、8月12日となりますが、現在のところ案件がございません。そこで、次回の定例会につきましては、8月第4木曜日の8月26日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

【教育長】 ただ今の御説明のとおり、次回の定例会は8月12日ということになりますけれども、現在のところ案件がございませんということで、次回の定例会ですが、8月第4木曜日の8月26日午前10時からということで、教育委員会室にて開催させていただければと存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ただ今御説明ございましたとおり、8月12日は案件がないということで、開催しないということにいたしたいと存じます。12日についてはよろしゅうございましょうか。それでは8月12日の教育委員会は開催しないことといたします。

今回は8月第4木曜日の8月26日になりますので、お間違えのないようお願いを申し上げます。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の議事については終了いたしました。

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

(了)

(午前11時18分)